

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した精神障害者保健福祉手帳（以下「手帳」という。）の交付申請不承認決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、令和6年8月23日付けで行った手帳の交付申請に対する不承認決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものと解される。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね次のことから、本件処分の違法性又は不当性を主張し、その取消しを求めている。

付記によると投薬継続期間の不足ということだが、実のところ、理由あって投薬治療下にあった。2月は〇〇と〇〇病院への入院があり、申請後においては〇〇並びに〇〇である。いずれにおいても投薬治療は続けている。もし本件申請が却下になると、〇〇後6箇月間、それまで治療を続けていたにも関わらず待機期間が必要となり、法の趣旨に反する。〇〇からは積極的な証書の発行や主治医への受診はできないが東京都からの確認には応じると伺った。浅慮の身ながら可能な限りスムーズな社会復帰ができればと考えており、手帳の交付がその一助となると思っていた。以上の理由をもって再審査の程よろしくお願い申し上げる。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和7年 9月30日	諮問
令和7年 11月17日	審議（第106回第2部会）
令和7年 12月 8日	審議（第107回第2部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「法」という。）45条1項は、精神障害者は、厚生労働省令で定める書類を添えて、その居住地の都道府県知事に手帳の交付を申請することができることと定め、同条2項は、都道府県知事は、手帳の交付申請に基づいて審査し、申請者が「政令で定める精神障害の状態」にあると認めたときは、申請者に手帳を交付しなければならない旨定めている。

法45条2項で定める精神障害の状態については、同項により政令に委任されているところ、これを受けて精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令6条1項は、同条3項に規定する障害等級に該当する程度のものとする旨規定し、同項において、障害等級は、障害の程度に応じて重度のものから1級、2級及び3級とし、各級の障害の状態を別紙2の表のとおり規定している。

- (2) 障害等級の判定については、「精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準について」（平成7年9月12日健医発第1133号厚生省保健医療局長通知。以下「判定基準」という。）によれば、手帳の障害等級の判定は、①精神疾患の存在の確認、②精神疾患（機能障害）の状態の確認、③能力障害（活動制限）の状態の確認及び④精神障害の程度の総合判定という順を追って行われるとされている。そして、このための情報は、初診日から6か月以上経過した時点の診断書から得るものであるとされている（「精神障害者保健福祉手帳の診断書の記入に当たって留意すべき事項について」（平成7年9月12日健医精発第45号厚生省保健医療局精神保健課長通知）・I）。

また、「精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準の運用に当た

って留意すべき事項について」(平成7年9月12日健医精発第46号厚生省保健医療局精神保健課長通知。以下「留意事項」といい、判定基準と併せて「判定基準等」という。)によれば、精神疾患の種類を問わず精神疾患(機能障害)の状態の判定については、「精神疾患の原因は多種であり、かつ、その症状は、同一原因であっても多様である。したがって、精神疾患(機能障害)の状態の判定に当たっては現症及び予後の判定を第1とし、次に原因及び経過を考慮する」とされており(留意事項2・(1))、さらに「現時点の状態のみでなく、おおむね過去の2年間の状態、あるいは、おおむね今後2年間に予想される状態も考慮」し(同・(2))、「長期間の薬物治療下における状態で行うことを原則とする」とされている(同・(3))。

(3) 法45条1項の規定による認定の申請の際提出する書類として、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則23条2項1号が医師の診断書を掲げていることから、上記「総合判定」は、同診断書の記載内容全般を基に、客観的になされるべきものと解される。

(4) 法45条各項の規定により都道府県知事が行う事務は、地方自治法2条8項の自治事務であり(法51条の13第1項参照)、判定基準等の各定めは、手帳の申請に対応する事務に関する地方自治法245条の4第1項の規定に基づく技術的助言(いわゆるガイドライン)に当たるものであり、その内容は合理的で妥当なものと認められる。

2 本件処分についての検討

これを本件についてみると、本件診断書によれば、請求人は、幼少期から過活動と引きこもりがちな時期を繰り返し、抑うつ状態が悪化して仕事に支障を来したため本件医院を受診したことが読み取れるが、本件医院受診以前の受診歴や治療内容等については記載がない(別紙1・3)。

そして、請求人が本件診断書作成医療機関である本件医院を初めて受診したのは令和5年12月22日であり(同・2)、本件診断書作成日は令和6年6月4日であることから、本件診断書は、障害等級の判定のための情報として必要な「初診日から6か月以上経過した時点の診断書」(1・(2))ではなく、本件診断書は初診からの受診期間に係る条件を満たさないことから、本件診断書に基づき請求人の障害等級の判定を行うことは適当ではない。

また、精神疾患(機能障害)の状態の判断は、十分に長期間の薬物治療下における状態で行うことを原則とされているところ(1・(2))、

診断書作成時点の請求人の継続治療は5か月を超える程度であり、かつ、同人には通院と服薬が必要と診断されていることからすれば（別紙1・6・(2)・エ）、今後の定期的な通院及び長期間の薬物療法により、精神疾患（機能障害）の状態及び程度が変化する可能性がある。このため、請求人が「長期間の薬物治療下」にあるとは言い難く、請求人の精神疾患（機能障害）の状態の判断を行うことは適当ではない。

以上に基づき判断すると、請求人の精神障害の程度は、障害等級非該当と判定するのが相当であり、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、上記第3のとおり、本件処分の違法又は不当を主張し、その取消しを求めているものと解される。

しかし、障害等級の認定に係る総合判定は、作成日時時点で「初診日から6か月以上経過した時点の診断書」に基づき行うとされ、また、精神疾患の状態の判断は「長期間の薬物治療下」における状態で行うとされていることから、請求人の障害等級は非該当と認定するのが相当であることは上記2のとおりであり、請求人の主張には理由がない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

後藤真理子、筑紫圭一、中村知己

別紙1及び別紙2（略）